

# 社会保険加入促進計画を策定

一般社団法人 全国建設業協会

国土交通省では、建設産業が直面する課題の整理と関係者が取り組むべき具体策をまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011及び2012」に基づき社会保険未加入問題への対策を進めています。この対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除等に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保すること、さらに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築することとしています。

この対策の一環で各団体毎に「社会保険加入促進計画」を定め、加入促進に努めることとなっていることから、全建では、「基本的な方針」、「計画の期間」、「取り組みの内容等」、及び「行政に対する要請」からなる促進計画を策定し、社会保険未加入対策に取り組むこととしています。今後、各都道府県協会の会員企業の皆様のご協力を頂き、社会保険加入の実態把握を定期的に行い、その調査結果に基づき、この促進計画を見直し実効性のある取り組みを行うこととしています。

この対策の実効性を上げるためには「建設産業の再生と発展のための方策2011、2012」に掲げられている「公共工事の入札契約制度の改革等の方策」等と一体となった社会保険加入促進対策を推進していくことが重要であると考えています。

## 社会保険加入促進計画

団体名 一般社団法人 全国建設業協会  
代表者名 会長 浅沼 健一  
所在地 東京都中央区八丁堀2-5-1  
会員数 19,941社（平成24年6月末）  
主な業種 建設業

### 1 基本的な方針

建設産業においては、法定福利費を適正に負担しない業者（保険未加入企業）が存在し、技能労働者の公的社会保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このため、社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険（健康保険、年金保険、雇用保険）の加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに事業者間の公平で健全な競争環境を構築する。

社会保険への加入促進については、行政、元請業者及び下請業者等が一体となって推進していくことが必要である。

（一社）全国建設業協会（以下、「全建」という。）は、地方の中堅・中小の元請業者の団体として自らが取り組むべき対策を明らかにするとともに、都道府県建設業協会（以下、「県協会」という。）の実情を踏まえた社会保険加入促進計画（以下、「促進計画」という。）を策定する。

一方行政に対し、本取り組みには業界を後押しする行政の役割が重要であるため、建設業界を取り巻く環境の整備の率先的、主導的な取り組み（別紙）を強く求める。

なお、全建は、県協会の会員企業（以下、「会員企業」という。）の協力を得て下請企業を含めた社会保険加入の実態把握を定期的に行い、調査結果に基づき促進計画を見直すことにより実効性のある取り組みを行う。

## 2 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間の計画とする。

## 3 取り組みの内容等

### (1) 会員企業等への周知・啓発

全建及び各県協会は、各自が発行する広報誌等を活用して会員企業等に周知するとともに、社会保険加入状況記載欄を設けた「全建統一様式（施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿等の届出書）」の活用促進により周知・啓発に努める。

会員企業は、下請業者に対し業界を挙げて社会保険の加入促進に取り組んでいること、及び下請契約する際の法定福利費の明示に努め下請業者の保険加入を啓発する。

さらに、建設業界全体に「全建統一様式」を普及させることにより社会保険加入の周知・啓発に努める。

### (2) 社会保険未加入事業者への対応

会員企業は、原則として社会保険加入業者と請負契約を行うとともに毎年一定時期に協力会社の社会保険加入状況をチェックし、社会保険未加入業者に対して加入促進に取り組む。

### (3) ダンピング対策及び法定福利費の確保

全建及び各県協会は、国や地方公共団体、並びに民間の発注者に対して請負契約額に適正な利潤と法定福利費が確保されるよう要請する。

会員企業は、自ら「脱ダンピング受注」に努めるとともに下請業者からの法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を求めるとともに法定福利費の適正な負担をするよう努める。



#### (4) 重層下請構造の是正

全建は、各県協会及び会員企業に対して必要最小限の下請負契約で済むよう、重層構造の解消に取り組む下請業者との優先的な発注を要請する。

また、会員企業に対し、各社の協力会等を通じて重層化を抑制するための分割下請の推進を要請する。

会員企業は、下請負契約の必要性、適法性をチェックして、施工力のある下請業者を選定するよう努める。

#### (5) 偽装請負等の是正及び一人親方対策

全建は、会員企業等に対して労務関係諸経費の削減を意図して請負契約の形式を取りながら実態は労働者として扱う偽装請負等を是正させるため、職業安定法や労働者派遣法を容易に理解できる資料を作成し請負・雇用に関するルールを徹底する。

会員企業は、「偽装請負」の是正や「一人親方」化の改善に努めるため、関係法令を十分に確認し下請業者等への指導を行う。

#### (6) 就労履歴管理への対応

全建は、国が推進する就労履歴管理システムの導入を目指している一般社団法人就労履歴登録機構への参加の是非を検討する。

#### (7) 社会保険未加入者の排除

全建は、各県協会及び会員企業に対して、定期的に行うアンケート調査の結果に基づき促進計画を見直しつつ、当面5年を目安に社会保険未加入業者との契約を行わないことや作業員の現場入場を認めないことを念頭において促進計画の推進に努力するよう要請する。

(別紙)

### 行政に対する要請

1. 「建設産業の再生と発展のための方策2011及び2012」に掲げられている公共工事の入札契約制度の改革等の方策と一体となった社会保険加入促進対策の推進
2. 法定福利費の必要経費としての適正な確保、及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底
3. 建設企業にとって公正な競争環境により適正な利潤が確保されるためのダンピング対策の推進
4. 公共工事における工事の平準化とすべての公共・民間発注者に起因する着工の遅れの解消、適正工期の確保についての指導の徹底
5. 現場や事業所で、混乱や過度な負担を回避するための漸進的・総合的な取り組み
6. 未加入対策を進めることによる影響と効果の的確な把握と、その状況に応じた速やかな施策の見直し